

令和2年8月31日

富山県事業持続化・地域再生支援金の 申請受付期間の延長について

支援金の申請受付期間は、8月31日（月）までとしておりましたが、この度、1か月延長し9月30日（水）までとしました。【当日消印有効】

○申請受付期間内に、国の持続化給付金の給付通知書が到着しない場合の対応

県支援金の申請書には、「国の持続化給付金の給付通知書（ハガキ）の写し」の添付をお願いしています。

国持続化給付金の申請手続き中である場合や、入金があったものの給付通知書が届かない場合など、県支援金の申請受付期間内に給付通知書が用意できない場合は、次のとおり対応いたします。

- ① 県支援金の申請書を、9月30日（水）までに事務局へ郵送してください（当日消印有効）。その際に、国給付金の給付通知書（ハガキ）の写しの代わりに、アまたはイのどちらかを添付してください。
 - ア 国持続化給付金を電子申請した際の「マイページ」を印刷したもの（申請番号と事業者名がわかる部分）
 - イ 国持続化給付金を申請サポート会場で申請し、「マイページ」の印刷が難しい場合は、申請サポート会場で渡される「申請者カルテ」の写し
- ② その後、国持続化給付金の給付通知書（ハガキ）が到着次第、その写しを、県支援金事務局へ、追加で郵送してください。
- ③ 県支援金事務局では、②が到着した後に、お支払い手続きを行います。

【お問い合わせ先】

富山県事業持続化・地域再生支援金事務局

電話番号：076-444-0255、受付時間：平日午前9時～午後5時